

J R 不採用問題の早期解決を求める意見書

昭和 62 年 4 月に国鉄が分割・民営化され、J R 各社への移行に伴って発生した職員の不採用問題については、平成元年 5 月 19 日の鹿児島県地方労働委員会命令を含め、各地方労働委員会、中央労働委員会が不当労働行為と認定し、救済命令を発した。

しかし、平成 15 年 12 月に最高裁は、「J R に不当労働行為の責任はない」と労働委員会の命令を取り消した。不当労働行為事件は、法的には一応の決着がつけられたが、「1,047 名の J R 不採用問題」は解決されないまま今日に至っている。

平成 17 年 9 月に東京地裁は、「鉄建公団訴訟」判決を言い渡し、採用に当たって不当労働行為があったことを認めている。また、「問題解決のため、政治的・人道的精神に基づき、全ての関係者との話し合いを推進するよう勧める」と日本政府に勧告してきた I L O (国際労働機関) は、平成 18 年 11 月に「I L O による援助の受入れを真剣に検討するように」と 7 度目の勧告を出した。

問題発生から 20 年が経過し、不採用のままとなっている当時の職員も高齢化している。問題解決を見ることなく他界した者も 45 名を数え、家族を含め苦しみにあえいでいる状態を鑑みると、人道的見地に立って速やかに現実的な問題解決を図ることが必要である。

よって、国会及び政府に対し、J R 不採用問題の早期解決に向けて関係者に働きかけるなど、一層努力するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 28 日

鹿児島県霧島市議会

内閣総理大臣	福田 康夫 殿
総務大臣	増田 寛也 殿
厚生労働大臣	舩添 要一 殿
国土交通大臣	冬柴 鐵三 殿
参議院議長	江田 五月 殿
衆議院議長	河野 洋平 殿